

南海地震条例関連施策整理票

関連するテーマ	孤立に備える 耐える、避難生活や被災生活を送る
施策	食料・飲料水等の備蓄、調達
時間軸	予防～応急
内容	<p>地震発生直後は、物流がストップし、ライフライン（電気、水道、ガス等）も被害を受けるため、日常生活に不可欠な食料や飲料水などの確保が困難となる。</p> <p>このため、県民や事業者は、必要最低限の備蓄を進めるとともに、県及び市町村では、関係機関との連携・協力により、被災者向けの食料や飲料水等の備蓄を計画的に進める。</p> <p>地震発生後には、国や非被災都道府県、民間事業者などに要請し、不足する物資を調達する。</p>
実施主体、県の役割等	<p>南海地震が発生した場合、発災後3日間程度は、道路網の寸断により外部から飲料水や食料の支援が受けられない恐れがある。このため、</p> <p>・市町村は、少なくとも発災後3日間は、外部から飲料水や食料の支援がなくとも自活できる体制（個人備蓄、公的備蓄、流通備蓄）を整備する。</p> <p>・県は、道路が次第に復旧する4日目以降の対応として広域的な観点から、外部からの調達や支援の受入体制を整備する。（現在、県では、災害救助基金を活用して食料、飲料水、毛布などの物資を一定量保有している）</p> <p>・県民や事業者は、必要最低限の食料や飲料水などの備蓄を行う。</p>
法体系	<p>災害救助法</p> <p>・災害救助法による救助は、災害の規模が個人の基本的な生活権と全体的な社会秩序に影響を与える程度の大規模なものであるときに実施される。応急救助は、国の責任において行うこととされており、都道府県知事が国の機関として応急救助を実施し、市町村長がこれを補助する。なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うことができる。</p> <p>・災害救助法の適用は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等を行う。</p> <p>・災害救助法による救助は、災害に対して、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する応急的、一時的救助である。</p> <p>災害対策基本法第49条</p> <p>指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、若しくは点検することが義務づけられている。</p>
取り組み状況	<p>南海地震対策等に関する市町村課題検討会で、平成18年度からおおむね5年程度を目途に取り組む備蓄の目標を設定した。</p> <p>全壊、焼失、半壊による避難者に対する南海地震発生直後の1日分の需要量を当面の市町村備蓄の目標値とする。</p> <p>2～3日目は、市町村内の流通備蓄（スーパー、JA等）により調達することとし、今後、積極的に民間事業者との協定締結を推進する。</p> <p>県は、発災後4日目以降に必要な物資について、広域の流通備蓄（県外等からの調達）で対応する。</p> <p>今後、目標の達成に向けて、さらに、公的備蓄や流通備蓄を進めていく。（県では、飲料水メーカー、食糧事務所、生協と、一部の市町村では、農協やスーパーマーケット等と協定を協定している。）</p> <p>国では、東南海・南海地震応急救助対策活動要領（平成18年4月中央防災会議で決定）に基づいて、現在、被災が想定される都道府県に食料・飲料水等を支援するための計画を策定中。</p>

課題	<p>被害の規模や交通網の麻痺等によっては、食料や飲料水などが被災者の手元に届くまでには相当の時間を要することも考えられる。</p> <p>・県民には、食料や飲料水などの支援が届くまでの間、自ら備蓄したもので対応できるよう 平時から最低 3日分 (孤立が予想される地域では最低 1週間分) の備蓄を呼び掛けているが、十分に確保できていないと思われる。</p> <p>・公的備蓄を補う流通備蓄は、民間事業者等との協定の締結によって確保していくが、民間では経営の合理化から在庫量を減らしているため、必要な量が確保できるか不明。(確保できない場合は、さらに公的備蓄を増やす必要がある。)</p> <p>・人口の多い高知市などにおいては、大量の備蓄が必要になるため、安全な備蓄倉庫の確保や計画備蓄にはかなりの期間が必要となるとともに大きな費用負担が発生する。</p> <p>・国では、平成18年 4月に中央防災会議で決定した「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づき、今年度中に、食料、飲料水等の調達、供給に関する計画が取りまとめられる予定。</p> <p>・国等が調達する物資を受入、配分・仕分けを行い、被災市町村に向けて配送するための拠点を確保する必要がある。</p> <p>・避難所生活が長期化する場合、初期の緊急一時的なメニューから、栄養バランスや献立の変化、暖かい食事等への配慮が必要となってくる。</p>
その他	<p>本県の避難所への避難者数 258,870人 (うち家屋損壊によるもの117,523人、断水によるもの141,347人) 【第 2次高知県地震対策基礎調査】</p>